



小郡市 まちづくり ガイドライン

令和5年3月福岡県小郡市

目 次

1	はじめに	2
2	協働のまちづくりの振返り・検証	3
	(1) 小郡市の地域自治	
	(2) 校区協働のまちづくり協議会	4
	(3) 協働のまちづくりに期待された効果	5
	(4) 協働の特徴が活かされて生まれた事業	
	(5) 協働のまちづくりの検証	6
	①市民主体のまちづくりの実現	
	②地域の実情に応じたまちづくりの実現	7
	③既存の自治会等を新たなコミュニティの中で活性化	9
	④協働のまちづくりの検証をふまえて	11
3	担い手の位置づけと役割 ～それぞれの担い手に期待されること～	12
	(1) 自治会（区）	
	(2) 校区協働のまちづくり協議会	14
	(3) 市民活動団体	18
4	目指すまちづくりの方向性とまちづくりの指針	20
	(1) 「みんなですすめるまちづくり」へ	
	(2) 「みんなですすめるまちづくり」が目指す姿	21
	(3) まちづくりの担い手と関係づくり	
	(4) まちづくりの指針	23
	(5) 安心して住み続けられるまちに	
5	市の支援体制等 ～「みんなですすめるまちづくり」の実現に向けた市の取組～	24
	(1) まちづくりを行う人材の育成	25
	(2) まちづくりに関する情報の蓄積と発信	
	(3) まちづくりに関する学習機会の提供	
	(4) まちづくりの担い手の交流の場の提供	26
	(5) まちづくりの担い手の財政的支援	
	(6) まちづくりの担い手の活動の機会と場所の提供	27
	(7) まちづくりの担い手の伴走支援	
	(8) 小郡市役所全体での目的の共有と連携	

1 はじめに

小郡市では、平成23年度からの10年間のまちづくりの方針を示す第5次小郡市総合振興計画の中で、「市民との協働のまちづくり」を基本理念として定め、新たな地域自治の体制づくりを進めてきました。

その成果として、市民相互が、または、市民と行政が個性や能力を活かしながら協働し、さまざまなまちづくり事業が展開されるようになりました。

一方、実績が積み上げられていく中で、今もなお、自治会（区）や校区協働のまちづくり協議会などの担い手が抱える課題は、区長や民生委員・児童委員を含めた人材の不足と高齢化です。これまで、多様な人材のまちづくりへの参画を目指して取り組んできた協働のまちづくりの成果と課題をふまえ、新しいステップに進む時期を迎えています。

そこで、令和4年度からスタートした第6次小郡市総合振興計画では、これから目指す将来像を次のように決めました。

『人がつながり 市民が躍動する温かみのある都市 おごおり
～「共感・共働・共創」による共生社会を目指して～』

これは、「持続可能なまちの実現に向けて、市民が自主的・主体的にまちづくりに関われるような雰囲気や環境をつくり、地域コミュニティや団体、NPOを含めた多様な市民がまちづくりを担いあう」ことを目指すものです。

また、「小郡市みんなですすめるまちづくり条例」を令和4年9月に制定し、市民一人ひとりがまちづくりの担い手として地域社会に関わりを持ち、多様な担い手によって地域課題を解決する市民主体のまちづくりを目指すことを決めました。

このガイドラインは、これまでの取組の振り返りと検証をしつつ、これからの本格的な人口減少社会に向けて、まちづくりに関わる人材を確保しながら効果的・効率的に事業を実施し、持続可能なまちづくりを実践するための指針としてまとめたものです。

2 協働のまちづくりの振り返り・検証

(1) 小郡市の地域自治

○新たな地域自治の体制づくり

小郡市では自治会（区）を中心とした地域自治が進められてきましたが、平成21年度に区長を対象に実施したアンケートの結果、区長個人に負担が集中していることや、自治会役員の人材不足などの課題が明らかになりました。

また、少子高齢化や価値観の多様化などによる地域コミュニティ内の相互扶助意識の低下がもたらす社会的課題へ対応するため、新たな地域自治の体制づくりが求められました。

○「市民との協働によるまちづくり」

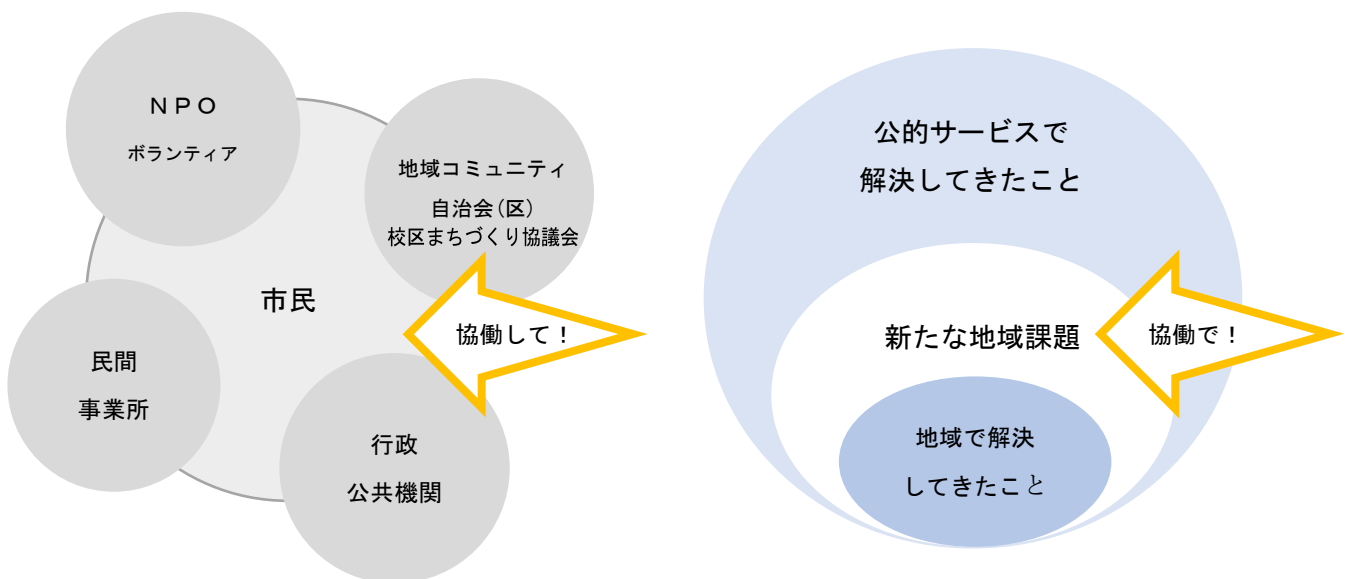
平成23年3月に策定された第5次小郡市総合振興計画の基本理念を「市民との協働によるまちづくり」と定め、新たな地域自治の体制づくりに向けた取組をスタートしました。

それは、「自分たちのまちは自分たちでつくること」を基本に、市民相互または市民と行政が、自助・共助・公助の組み合わせによって地域課題の解決にあたることを目指したものです。

そして、平成27年3月に協働のまちづくり実施計画を策定し、その計画に基づき具体的かつ計画的に協働のまちづくり事業を推進してきました。

★協働とは

「地域課題を解決するために市民相互が、または、市民と行政が、お互いの個性や能力を活かしながら連携・協力して活動し、その成果を共有していく営み」



(2) 校区協働のまちづくり協議会

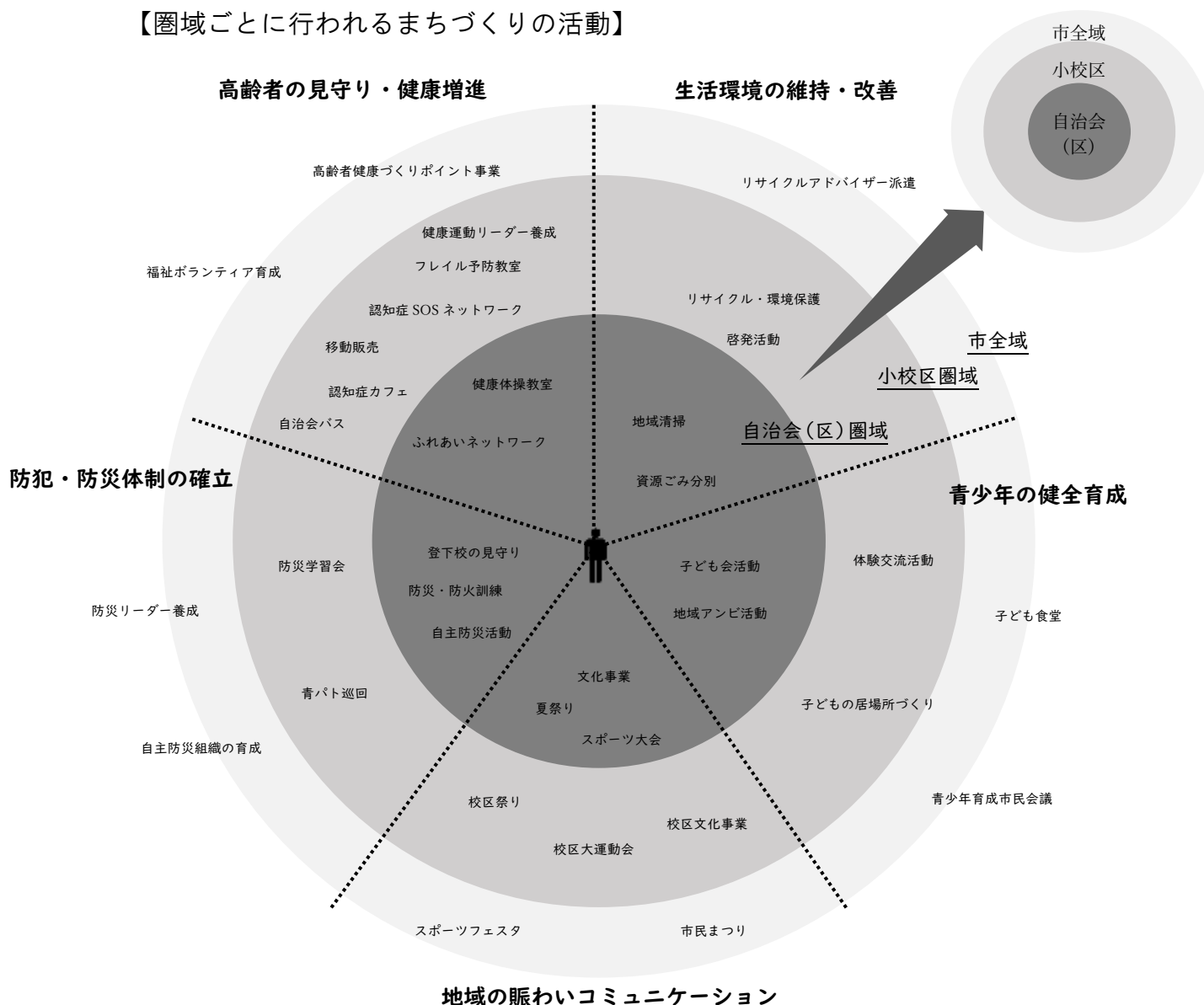
新たな地域自治の体制として、協働のまちづくりの取組の中心を担う校区協働のまちづくり協議会（以下、校区まちづくり協議会）は、小学校区を単位として自治会（区）や各種団体が連携・協力する共同体として設立されました。

軸となる4つのテーマと地域独自の課題をテーマに部会を設置し、それぞれの自治会（区）で取り組むよりも、小学校区単位で取り組んだ方が効果的・効率的な活動を様々な担い手とのパートナーシップによって行い、地域課題を解決するとともに、自治会（区）の活動を重層的に支えるなどの役割が期待されました。

そのため、従来の自治会（区）の役割や業務が校区まちづくり協議会に移管されるものではありませんでした。

防犯・防災体制の確立（防災部会）	青少年の健全育成（青少年育成部会）
高齢者の見守り・健康増進（健康福祉部会）	生活環境の維持・改善（環境衛生部会）

【圏域ごとに行われるまちづくりの活動】



(3) 協働のまちづくりに期待された効果

当初から協働のまちづくりは、校区まちづくり協議会の取組を通じて、幅広い地域人材を確保し、区長や民生委員などの特定の人に偏った負担を分担する仕組みをつくり、次のように地域の活性化を図ることが期待されました。

①市民主体のまちづくりの実現

市民の自主的・主体的な取組を通じて、幅広い人のまちづくりへの参画を促進

②地域の実状に応じたまちづくりの実現

行政の一律サービスではなく、地域の実状に合わせた個性的で多様な取組を実施

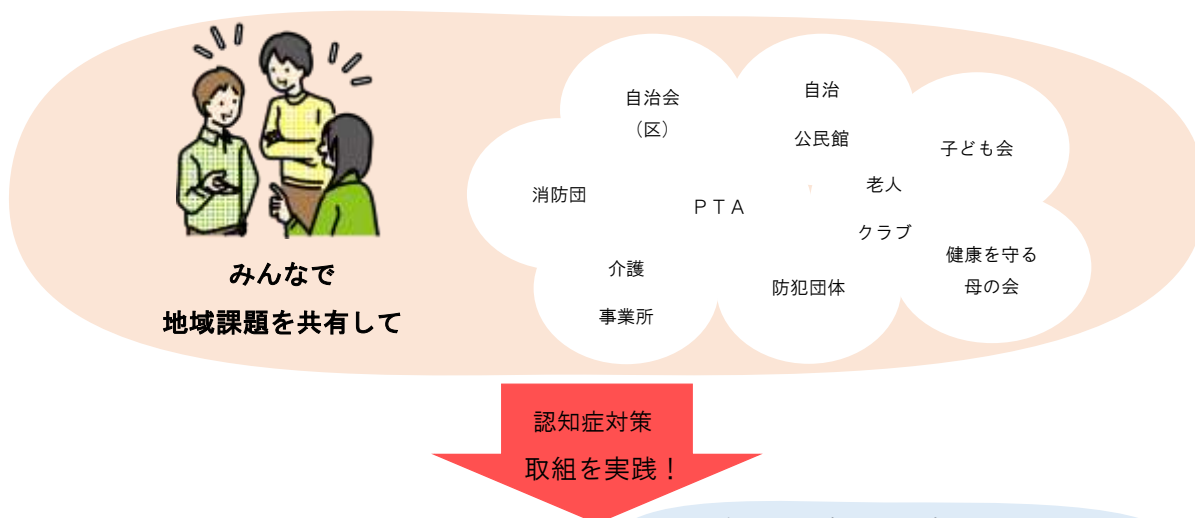
③既存の自治会等を新たなコミュニティの中で活性化

協働の取組を通じて自治会（区）の事業の活性化や人材の発掘を行う

(4) 協働の特徴が活かされて生まれた事業

協働のまちづくりによる取組は、地域の共通課題を市民主体で柔軟な方法によって解決することが期待されます。

また、校区まちづくり協議会の幅広い人材が集う機能が活かされ、多様な担い手同士の協働によって、今までにない事業の創造が可能となります。



立石校区認知症SOSネットワーク

搜索・声掛け模擬訓練

認知症の方が安心して地域で暮らせるように、立石校区まちづくり協議会与介護事業所が協力して事業を実施しています。

毎年の積み重ねのおかげで、ひとり歩きの高齢者の保護の実績もあがっています。



自治会
(区)

介護
事業所

民生委員
児童委員

老人
クラブ

(5) 協働のまちづくりの検証

平成23年からスタートした協働のまちづくりの取組によって、自治会(区)や校区まちづくり協議会、市民活動団体の主体的な活動によるさまざまな事業が生まれ、自治会バスや移動販売事業は、全国からも注目を集めています。

また、その中で今後のまちづくりを担うキーパーソンが発掘・育成されてきたという成果の一方、今もなお地域では高齢化などによる人材不足が課題となっています。

①市民主体のまちづくりの実現

成果
校区まちづくり協議会の取組を通じて <ul style="list-style-type: none">○校区単位でのまちづくり活動の定着につながった○部会活動など、熱意と意欲があれば誰でもがまちづくりに参画できる場ができた○地域のまちづくりを担う人材の発掘につながった

校区まちづくり協議会が校区内の自治会(区)や団体、人などを結びつけることで、校区単位でのつながりの向上が図られるとともに、これまでの自治会活動が、校区まちづくり協議会等との連携・協力によりさらに充実し、市民のまちづくりの意識が醸成されました。

また、校区まちづくり協議会の各部会の活動に人が集まり、実践していく中で、さらに人の輪が広がるなどの効果的な連動が見られました。

まちづくりを担う人材の育成の点からは、校区まちづくり協議会へ関わる人が自治会役員になるなどの成果がありました。

課題
自治会(区)では、 <ul style="list-style-type: none">●区長の負担の増大●役員成りの成り手不足や固定化 校区まちづくり協議会では、 <ul style="list-style-type: none">●役員や部会員の成り手不足や固定化●地域内の団体や組織との連携が不十分●まちづくり組織の将来ビジョンが不明確

自治会(区)や校区まちづくり協議会では、特定の人への負担の集中と、次の成り手の不足などによって役員等が固定化しており、市民が自ら主体となってまちづくりを担い合おうという意識が乏しいのが現状です。

また、校区まちづくり協議会においては、組織のあり方や将来ビジョン、そして団体間の関係性が共有されていないという課題があります。

②地域の実情に応じたまちづくりの実現

成果
<p>校区まちづくり協議会では、</p> <ul style="list-style-type: none">○新しい事業がスタートした・自治会バス・移動販売・認知症カフェ・認知症SOSネットワーク訓練・青パト巡回・校区の祭・防災講習など○校区の特徴に応じた部会が設置された・防犯部会・自治会バス部会・顕彰会・地域交流部会・生涯学習部会・スポーツ文化部会など

各校区のまちづくり協議会は、人口、高齢化率、交通、地形などそれぞれ特徴があり、抱えている課題もそれぞれに違う中で、地域の実情に応じた事業が実施されています。

特に、高齢者が買い物や通院の際に、交通手段がないという課題を解決するためにスタートしたボランティア運転手による自治会バス事業や、車両に食材や日用品を積み込み、校区内で買い物する場をつくる移動販売事業は、地域と行政に加え、民間事業者も事業の担い手として加わるなど、まさに協働のまちづくりが目指す姿を体現しています。

その他、認知症SOSネットワーク訓練や青パトによる防犯パトロールの実施など、校区ごとに課題解決に向けて取り組む組織が構成され、地域の実情に応じたまちづくりが進められています。

課題
<p>校区まちづくり協議会の</p> <ul style="list-style-type: none">●事業のマンネリ化と参加者の固定化●事業の効果の確認と棚卸しができていない●自治会(区)ほか地域で行われている事業とのバランスと役割の整理

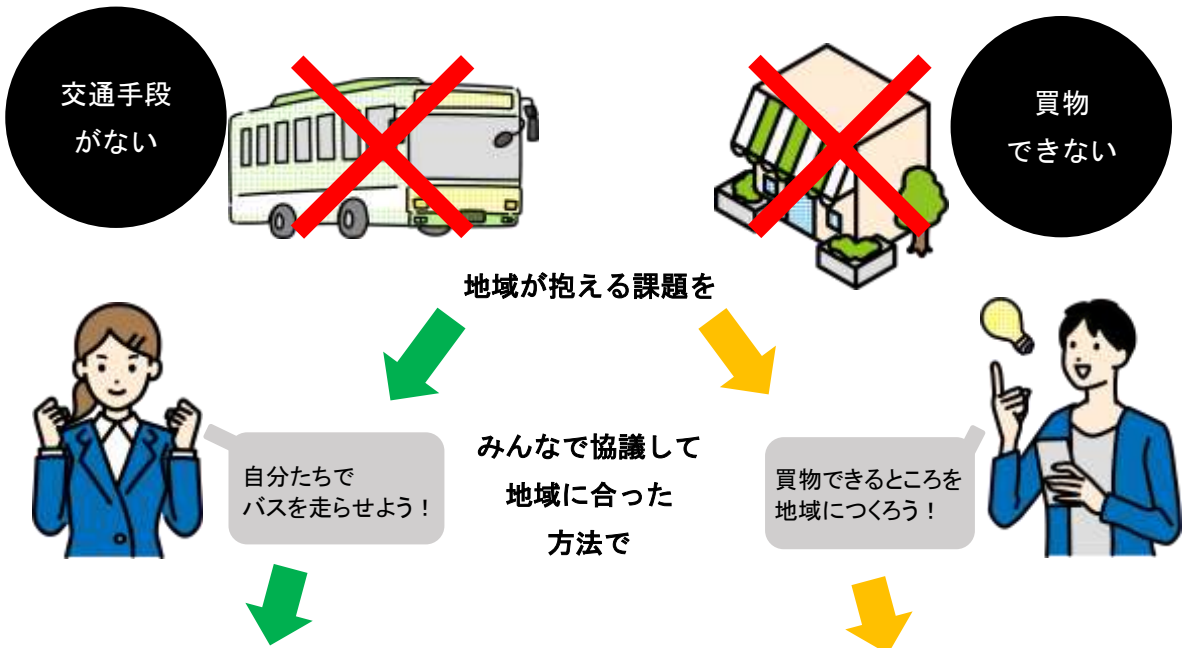
各校区の校区まちづくり協議会では様々な事業に取り組み、一定の成果をあげてきたところですが、事業のマンネリ化や参加者の固定化などの課題があります。

また、校区まちづくり協議会が特定の人たちだけで運営される固定的な組織になっていないか、地域の住民にとって本当に魅力ある組織になっているのか、校区まちづくり協議会が本来果たすべき役割が担えているかなどの視点をふまえ、地域人材に限られる中で効果的・効率的に事業を実施するために、役員の負担の偏りの解消や人材の循環を進める体制づくりが必要です。

その上で、地域での「あれもこれも」ではない事業の選択や、校区まちづくり協議会と地域ボランティアとの関係性など、検証すべき課題は多い状況です。

《①②市民主体で地域の実状に合わせて始まった事業》

共通課題だとしても、その地域特性によって解決方法が違いうように、市民主体であることの柔軟性が活かされ、多様な担い手同士が協働することにより、地域の実状に合わせた事業が展開されています。



のぞみが丘校区・御原校区『自治会バス』



味坂校区『移動販売車+農産物直売所』



多様な担い手が
協働で解決！



③既存の自治会等を新たなコミュニティの中で活性化

成果
校区まちづくり協議会の活動を通じて <ul style="list-style-type: none">○各種団体に活躍の場を提供できた<ul style="list-style-type: none">・健康を守る母の会・学習サークル・中学生・環境維持ボランティア・PTA役員 など○自治会(区)への人材の登用が進んだ<ul style="list-style-type: none">・自治会バスボランティア運転手→区長・防災部会員→自治会(区)役員・健康運動リーダー養成→健康体操教室(自治会)

校区まちづくり協議会の活動を通して、各種団体の活躍の場ができるとともに、地域で活躍する人材が発掘されました。その中で、自治会(区)が抱える課題に対応する取組が進められました。

例えば、自治会(区)を単位とする自主防災組織の強化という課題に対し、校区まちづくり協議会の防災部会が防災研修を提供し、そこでの学びを自治会(区)へ持ち帰り、自主防災組織に還元するというスキームが生まれています。このような取組が、自治会(区)の取組をさらに活性化させています。

また、協働のまちづくりの中での連携・協力により、各種団体の活躍の幅が広がり、団体の活性化が図られています。

課題
自治会(区)では、 <ul style="list-style-type: none">●高齢化によるまちづくり活動(自治会活動)の低迷●担い手の不足と区長への負担の増大 校区まちづくり協議会では、 <ul style="list-style-type: none">●あらゆる主体を柔軟に受け入れられる体制づくり(プラットフォーム化(※)) (※校区の様々な事業に幅広い人や団体が参加し活躍できる受け皿となること)●課題に応じた地域内外の人や団体との関係づくり

さまざまな校区まちづくり協議会の取組が展開される一方で、改めてアフターコロナの自治会(区)の事業や、不足する人材の状況をふまえて、校区まちづくり協議会の役割と活動目的、これまでの取組を振り返ることが必要です。

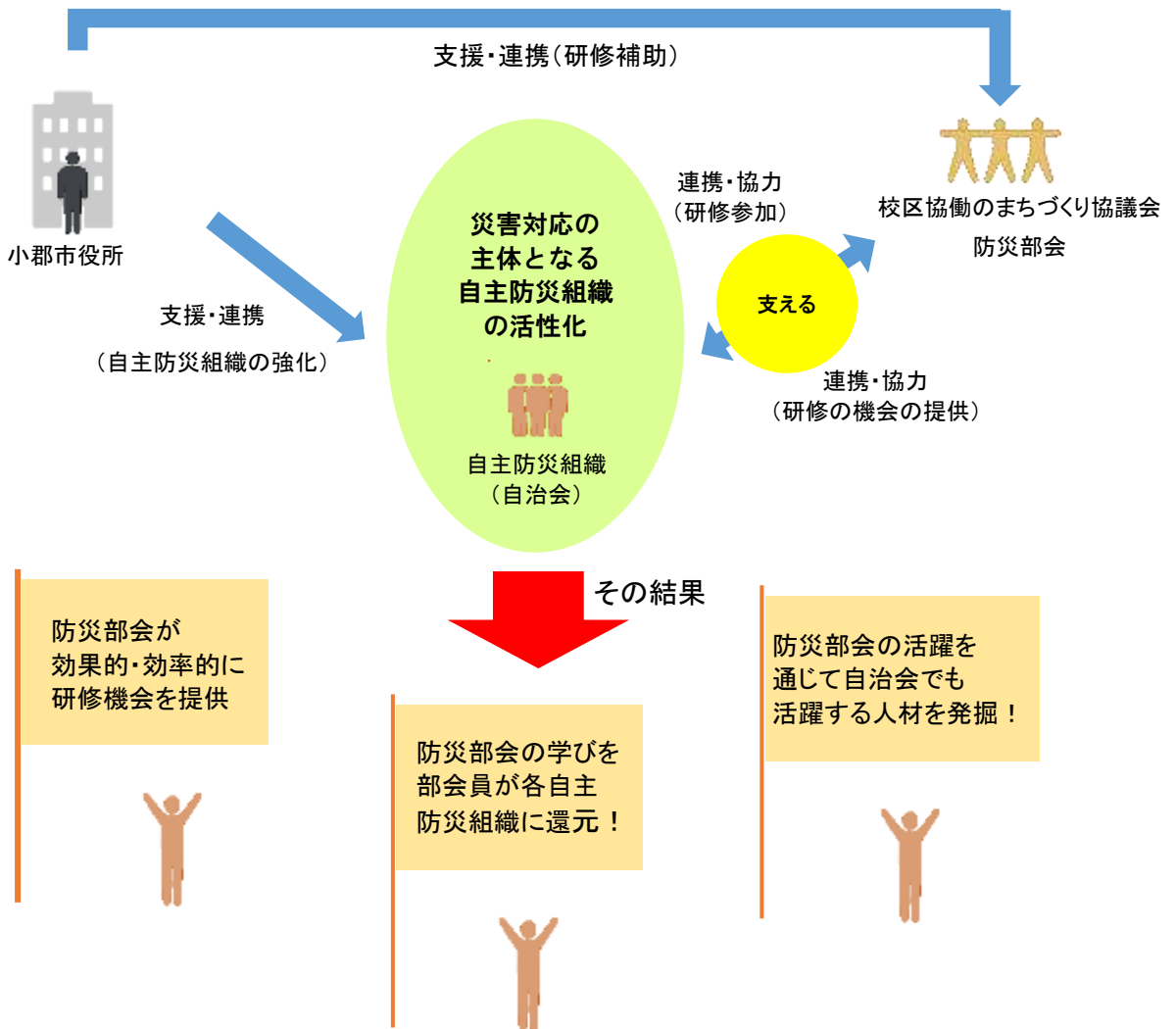
特に、校区まちづくり協議会がもつプラットフォームとしての機能を十分に果たすことで、新たな事業の創出と人材の登用が期待されるため、多様な担い手との関係づくりがこれからより一層求められます。

《③防災体制確立における校区組織活動による自治会活動の活性化について》

防災活動の中心は、自主防災組織（自治会）です。その活動を支援するために、校区まちづくり協議会防災部会が各区の共通課題を抽出し、研修事業を実施します。

また、研修を受けた部会員が、研修内容をそれぞれの自治会に還元するとともに、防災活動を推進するリーダーまたは自治会（区）の役員として活躍することが期待されます。

このように、校区まちづくり協議会防災部会が、自主防災組織（自治会）で必要な研修事業の実施と、防災知識を学んだ人材の還元を行っていることは、自治会（区）の防災組織の強化と人材育成の部分を支えていることとなります。



④協働のまちづくりの検証をふまえて

小郡市の地域自治は自治会活動が基盤であることをふまえて、地域課題の解決にあたっては、自治会（区）と一体的な体制を構築することによって活動の担い手を確保することが求められます。

特に、自主防災活動や高齢者など支援の必要な方への見守り活動のふれあいネットワークは、「地域住民の相互扶助による支え合いのシステム」によって機能しています。

この2つの活動は、いずれの活動も地域住民の生命を守るための活動であるということ、そして、少子高齢化や人口減少の中で地域コミュニティ（自治会）の地域力によらなければ行政では対応が困難な課題であるという共通点があります。仮に自治会（区）の活動が限界に達し、「あれかこれか」を選択しなければならぬ状況に至ったとしても、これらの活動は何ものにも優先して残すべき小郡市の地域資源であり財産です。

それを支えるために、校区まちづくり協議会や市民活動団体などのまちづくりの担い手と、小郡市が地域自治のビジョンを共有することが大切です。

その上で、多様な担い手同士が連携・協力するパートナーシップの関係を築き、必要に応じて一体となって活動できるような、地域の支え合いのネットワークを広げていくことが求められます。

3 担い手の位置づけと役割 ～それぞれの担い手に期待されること～

(1) 自治会（区）

生活の基盤となる一定の地域に住む人たちにより組織され、助け合いと支え合いによって自治活動を行う団体のことをいいます。

★検討のテーマ

- ・ 少子高齢化と人口減少の中で、いかに持続可能な地域活動を構築していくか。
- ・ 地域自治の基盤である自治会活動において、担い手の確保をどうしていくか。

★小郡市にとっての自治会（区）

小郡市の地域自治の基礎はこれまでもこれからも自治会（区）です。
身近に暮らしを支え合える自治会（区）の重要性はますます高まっています。

★大事にしたい役割

- 地域交流：お祭りや地域行事、スポーツイベントなど
- 環境美化：一斉清掃や資源回収など
- 防犯防災：防犯パトロールや自主防災活動など
- 地域福祉：高齢者の見守りや声かけ、ふれあいサロンの開催など
- 情報共有：お便りの配布・回覧板・ポスター掲示を通じた情報共有
- 自治活動：地域の課題や困りごとを話し合い、主体的に実行

★対応したい課題

- ・ 役員の担い手不足と高齢化（区長、民生委員・児童委員、消防団員など）
- ・ 区長や役員への負担の偏り
- ・ 高齢者など配慮の必要な方の見守り
- ・ 災害に備えた自主防災組織の機能向上
- ・ 地域活動への接点づくり
- ・ 住民同士のコミュニケーション

★理想的な姿や課題の解決に向けて取り組みたいこと（例）



日頃からのあいさつや声かけ



祭りや文化事業を通じた多世代交流



地域全体での高齢者の見守り



広報配布や清掃などの定期的な作業

☆これからの自治会（区）の活動に向けて

それぞれの価値観やライフスタイルの多様化によって、自治会（区）に対する住民の考え方や関わり方は変化しています。その中で人口減少社会を迎え、これまで以上の担い手不足が想定されます。それでも、高齢者の見守りや災害への備えの必要性は高まるばかりです。

だからこそ、日頃からの住民同士の声かけをはじめ、定例的な自治会活動を通して地域内のコミュニケーションを深めるとともに、負担を担い合い、誰でも参加協力しやすい自治会運営を目指していきましょう。

そして、その先にある地域課題解決の基礎を築いていきましょう。

- ① 地域課題の解決に向けた活動について自治会活動との一体化を図る
- ② 既存の地域の相互扶助による支え合いのシステムを活用する

(2) 校区協働のまちづくり協議会

主に小学校区を単位として設置され、自治会（区）をはじめとする団体や個人が連携・協力し、主体的にまちづくりを行う団体のことをいいます。

小郡市では、市内全8校区に「校区協働のまちづくり協議会」という名称で組織されています。

★検討のテーマ

- ・ 様々な担い手とのパートナーシップによって地域課題を解決するとともに、自治会（区）の活動を重層的に支えることが期待される校区まちづくり協議会は、どのような役割を担っていくべきか。

★小郡市にとっての校区まちづくり協議会

校区まちづくり協議会は、自治会（区）をはじめ多様な担い手と対等な関係でつながり地域課題を解決する小郡市の大切なまちづくりのパートナーです。

★大事にしたい役割

- 住民主体のまちづくりの推進
同じ校区で暮らす住民が、地域特性に応じて主体的なまちづくりを推進すること
- 地域課題の共有のための協議体
各自治会（区）をはじめ、区長会やPTAなど、校区内の各種団体や個人の共同体として地域課題を共有すること
- 校区事業の実行組織
共有された課題のうち、校区単位で行う方が効果的・効率的な事業を実践すること
- 自治会活動の補完と活性化
事業を通じて、自治会（区）が抱える課題に対応するとともに、地域で活躍できる人材の発掘や接続をおこなうこと

★対応したい課題

- ・ 役員やスタッフの担い手不足（役員、部会長、部会員、事業スタッフ）
- ・ 組織の目的と目標の確認
- ・ 事業や組織体制の振返り
- ・ 自治会（区）や校区区長会など、地域内組織との関係性の確認
- ・ 役員のあて職が多く毎年交代がある
- ・ 市民の理解が進んでいない

★理想的な姿や課題の解決に向けて取り組みたいこと（例）



改めて地域課題を共有する場づくり



組織の目的・目標の確認



事業の選択と役割分担の確認



事業を通じた仲間や支援者の拡大

★これからの校区まちづくり協議会の活動に向けて

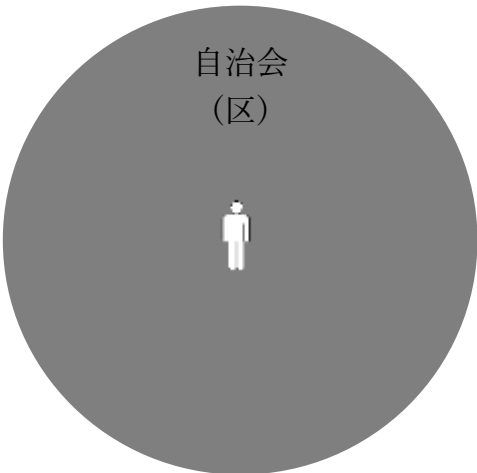
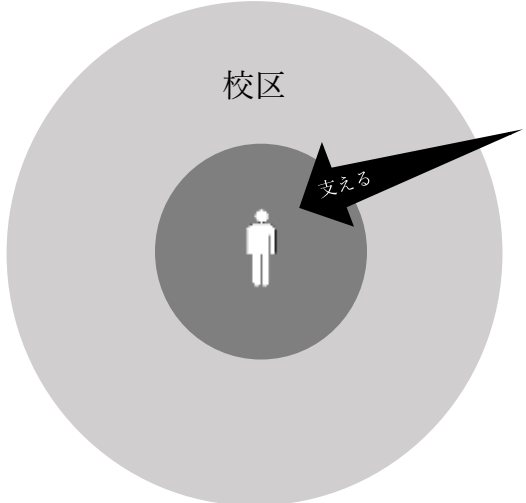
早い校区で設立から10年が経過した今、改めて校区まちづくり協議会の目的や役割を確認し、事業型から課題解決型への転換を想定した事業の見直しや組織構成を検討する時期です。特に、地域課題を解決するとともに、自治会（区）の活動を重層的に支える役割が期待されていることをふまえ、限られた人材と予算の中、今後どの課題への対応を優先するのか選択し、体制を整えることが必要です。

また、校区まちづくり協議会は多様な担い手を受け入れ、その特性を活かした事業展開によって地域活動参加へのきっかけをつくり、自治会（区）等で活躍できる人材の育成を行う、地域のプラットフォームとしての機能も期待されています。

そのために、地域住民や団体と関係をつくり、対話を通じてつながりを深め、互いの役割と目標を明らかにしながらまちづくりを推進していくことが求められています。

- ① プラットフォーム化により、人や団体等の新たなつながりの創出を図る
- ② 事業や行事において、参加者や関係者の人材育成機能の強化を図る
- ③ 活動への理解を深める発行物やHP・SNS等を通じた情報発信の強化を図る

【参考 1】

●自治会（区）	○校区まちづくり協議会
<p>身近に暮らす人たちで構成する地域自治の基礎となる組織です。</p> <p>【主な構成メンバー】</p> <p>地域住民・民間事業所（一部）</p>	<p>校区内の団体やグループの代表者、有志で構成される緩やかな共同体です。</p> <p>【主な構成メンバー】</p> <p>自治会（区）・自治公民館・老人クラブ 子ども会・消防団・PTA・防犯団体 趣旨に賛同する有志 など</p>
<p>【組織の特徴】</p> <p>地域での暮らしを支えていくために必要とされる身の回りのことが、活動の中心になっています。隣近所の助け合いで成り立ち、生活の基盤を支えます。</p> 	<p>【組織の特徴】</p> <p>地域課題を共有し、校区で実施することが効果的・効率的な事業を行い、地域課題を解決するとともに、自治会（区）の活動を重層的に支えるなどの役割を果たします。</p> 

【校区まちづくり協議会の位置づけ】

1. 校区まちづくり協議会は、小学校区内の自治会（区）、各種団体その他個人等で構成するものとし、小学校区ごとに一つとする。
2. 校区まちづくり協議会は、地域住民相互の交流や地域課題の解決に向けた地域活動を通して、地域コミュニティの活性化に主体的に取り組むものとする。
3. 市は、校区まちづくり協議会の活動に必要な支援を行うものとする。

校区まちづくり協議会に関するQ&A

Q. 校区まちづくり協議会と自治会（区）との関係は？

校区まちづくり協議会は、小学校区において、自治会（区）や各種団体等の皆さんが連携・協力していくための地域の共同体です。

それぞれの自治会（区）が、地域活動を行っていくことを前提としながら、さらに小学校区の校区まちづくり協議会の連携・協力によって地域課題を解決するとともに、自治会（区）の活動を重層的に支えるなどの役割を果たします。

そのため、従来の自治会（区）の役割や業務が、校区まちづくり協議会に移管されるものではありません。

Q. 校区区長会があるのに校区まちづくり協議会って必要なの？

校区区長会は、各区（自治会）の代表者であり、市とのパイプ役を務める区長の集まりで、校区でそれぞれ会議を行い、情報共有や意見交換をしています。地域の代表という性格があり、行政機関に対する要望事項のとりまとめをはじめ、連絡調整等の役割を担っています。

一方、校区まちづくり協議会は自治会（区）などの校区内で活動する団体や個人が集まり、地域課題を共有する協議機能と、その課題を解決するために必要だと判断された事業を行う実行機能を有しています。

また、あらゆる人が関わることができる余白のあるプラットフォームの機能も期待されています。区長会とは対等な関係ですが、役割と性質が違います。

校区ごとに関わり方はそれぞれですが、校区まちづくり協議会の円滑な運営には校区区長会の協力が欠かせません。だからこそ、役割の明確化と丁寧な情報のやりとりが大切です。

Q. 校区まちづくり協議会の会員は？

校区まちづくり協議会を構成する自治会（区）や各種団体、趣旨に賛同する有志の方が会員です。あくまで共同体であることから、自治会（区）のように、住民一人ひとりが会員となるようなものではありません。

ただし、校区まちづくり協議会の活動エリアの中心は小学校区となるため、事業の対象者や参加者が校区の住民の皆さんとなります。

(3) 市民活動団体

特定のテーマや思いに基づき、社会や地域の課題解決などの公益的な活動を行うことを目的に組織された非営利活動団体（NPO）やボランティアグループをはじめとする団体のことをいいます。

★検討のテーマ

- ・ 継続して活動していくための体制をどのようにするか。
- ・ さらなる活動の活性化に向け、地域コミュニティや他団体とのつながりをどのようにするか

★小郡市にとっての市民活動団体

多様なテーマと特別な思いをもって活動している市民活動団体は、これからの活躍が一層期待されています。小郡市内でも、福祉や青少年育成などをテーマとする様々な市民活動団体が活躍しています。その特性や柔軟性が地域コミュニティや事業所との関係の中で活かされることで、もっと小郡のまちづくりは活性化します。

★大事にしたい役割

- 社会ニーズに応える柔軟なサービスの提供
専門性があり状況に応じて柔軟な取組ができる市民活動団体の特性を活かした社会公益活動を行うこと
- 市民の自己実現を可能とする開かれた場
自身の目標や学びに基づいた社会公益活動を通じた自己実現を可能とすること
- 地域で活躍する人材の育成
共通の思いを抱えた人の受入れ、今後地域で活躍できる人材育成を行うこと
- 地域コミュニティの活性化への寄与
団体の活動や人材の交流を通して、地域コミュニティの活性化に寄与すること

★対応したい課題

- ・ 団体の活動目的の理解促進と活動の場の確保
- ・ メンバーの高齢化や固定化
- ・ 継続的な活動資金の調達
- ・ 団体間のネットワークづくりや地域コミュニティとのマッチング

★理想的な姿や課題の解決にむけて取り組みたいこと（例）



団体の特性が活かされた社会貢献



オープンで参加しやすい事業



活動を通じた団体の周知



他団体や地域コミュニティとの交流

★これからの市民活動団体の活動に向けて

多様なテーマと特別な思いをもって活動している市民活動団体は、エリアにとられない柔軟な活動範囲から、新たな公共サービスの担い手としてこれから一層の活躍が期待される存在です。

今後、より活躍の幅を広げるためには、地域コミュニティをはじめとする様々な担い手との良好な関係づくりが必要です。活動の目的や概要の周知と相互理解のために自らの活動を発信しましょう。

そして、独自のネットワークを築くことで生まれる新たな事業の実施や、人材の交流が促進されれば、小郡のまちづくりはさらに活性化します。

- ① 活動の実践を通じた取組の発信
- ② 地域コミュニティをはじめとする担い手との関係づくり

4 目指すまちづくりの方向性とまちづくりの指針

(1)「みんなですすめるまちづくり」へ

今後、小郡市が本格的な人口減少社会を迎えるにあたって、担い手不足の課題はより深刻になっていくことが想定されるため、これまで以上に多くの市民が担い手としてまちづくりに関わり、力を合わせて地域社会を維持していくことが求められます。

また、第6次小郡市総合振興計画の目指す将来像は、多様な主体がまちづくりに関わりをもつ地域共生社会です。これまでの「市民との協働のまちづくり」の取組をふまえ、さらなる持続可能なまちづくりの推進に向けて、多様な主体が役割を分かち合い、支え合いながら暮らしていくことができる全ての人々が包み込まれる地域共生社会の実現を目指しています。

加えて、「小郡市みんなですすめるまちづくり条例」で示すように、小郡市民の一人ひとりがまちづくりの担い手として地域社会に関わりをもち、多様な担い手によって課題を解決する市民主体のまちづくりを目指します。

第6次小郡市総合振興計画

人がつながり 市民が躍動する温かみのある都市 おごおり
～「共感・共働・共創」による共生社会を目指して～

【基本政策1】安心して住み続けられるまちづくり

持続可能なまちの実現に向けて、市民が自主的・主体的にまちづくりに関われるような雰囲気や環境をつくります。

そして、地域コミュニティや団体、NPOを含めた多様な市民が担いあうまちづくりを進めます。

※「共感・共働・共創」は、これまでの「協働のまちづくり」を包含した新たなまちづくりの一連の考え方として定義し、市の事業、市民活動等については「協働」と表記しています。

小郡市みんなですすめるまちづくり条例

市と多様な市民がみんなでまちづくりをすすめることで、共感・共働・共創による共生社会をめざし、小郡市を「あらゆる人の人権が尊重され、自分らしくまちづくりに関わる人であふれる、誰もが幸福を感じられるまち」とするために基本的な事項を定め、魅力あるまちづくりをすすめます。

(2) 「みんなですすめるまちづくり」が目指す姿

市民が主体となって地域の実状に応じたまちづくりが推進されることはもちろんですが、今後はより一層、人材育成や担い手同士のネットワークづくりを推進し、多様な担い手によるまちづくりの実現を目指します。

1. 市民主体のまちづくり

誰かに負担がかたよることなくあらゆる市民が主体的にまちづくりに関わる。

2. 地域の実状に応じたまちづくり

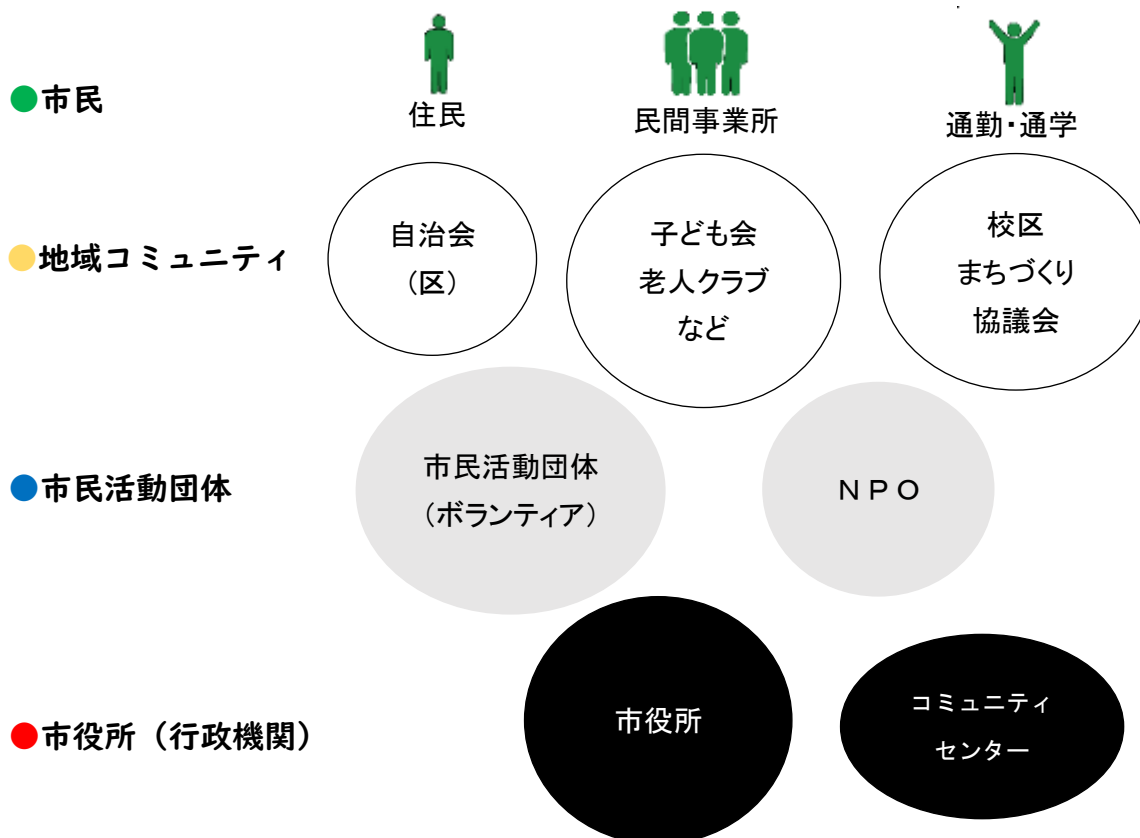
それぞれの地域で、その地域や人にとって望ましい方法でまちづくりが行われている。

3. 多様な担い手によるまちづくり

まちづくりに関わるそれぞれの担い手の役割や関係性が共有され、多様な担い手のつながりによって様々な課題が解決されている。

(3) まちづくりの担い手と関係づくり

小郡市に関わる担い手が、誰と手を組みどのようなかたちで社会的課題を解決していくのか、それぞれが対話を通して関係を築きながら、それぞれにとって望ましいかたちでまちづくりを進めていく必要があります。



《多様な地域課題を解決するための担い手の例》

人口減少が進む中で、地域社会は多様化・複雑化しています。現在の浮かび上がっている課題の他にも、これから将来にわたって新たな課題が発生することが想定されます。

これらの課題を解決するには、まちづくりの主体それぞれが、お互いの得意分野を活かしつつ、連携・協力しながら対応していくことが必要です。

課題によって担い手のそれぞれの関わり方はさまざまです。

これまでは地域コミュニティを中心とした、連携や協力が主でしたが、新たな課題の解決には、地域内外の市民活動団体や民間事業所の関わりも大切です。

子どもの居場所づくり



市民活動団体
コミュニティセンター

買物支援（移動販売）



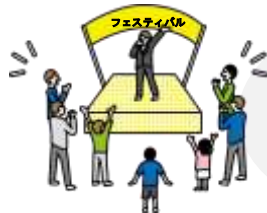
校区まちづくり協議会
ボランティア
民間事業所

高齢者の見守り



自治会（区）
老人クラブ

地域交流



校区まちづくり協議会
自治会（区）

(4) まちづくりの指針

本ガイドラインは小郡市みんなですすめるまちづくり条例の行動指針であるため、「これからのまちづくりが目指すべき姿」は条例と同様に「あらゆる人の人権が尊重され、自分らしくまちづくりに関わる人であふれる、誰もが幸福を感じられるまち」です。

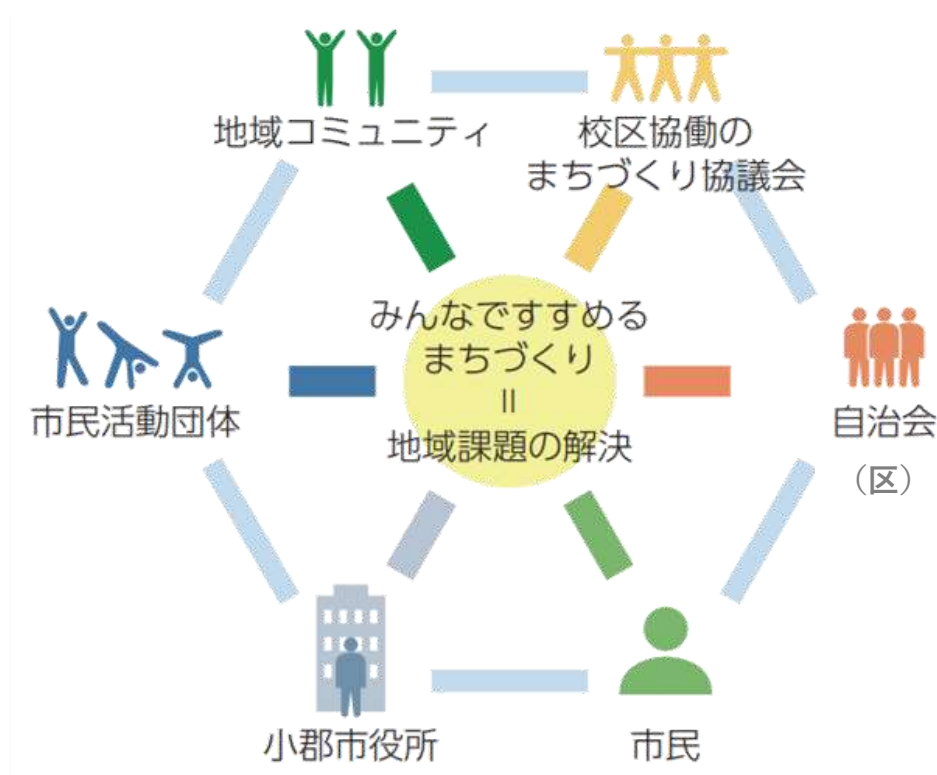
その姿の実現に向けて、今後のまちづくりの指針を次のとおり定め、まちづくりを推進していきます。

「小郡市の地域自治の基盤である自治会活動における担い手の確保に向けて」

- ①「自治会圏域」では、自治会活動と一体化した「地域住民の相互扶助による支え合いのシステム」の活用と地域課題の解決に向けたスキームの共有化
- ②「小校区圏域」では、校区まちづくり協議会のプラットフォーム化による新たなつながりの創出と人材育成機能の強化
- ③「市全域」では、市民活動団体、ボランティア、中間支援組織等との新たな地域人材の活用に向けた仕組の構築

(5) 安心して住み続けられるまちに

市役所はもちろん、自治会（区）や校区まちづくり協議会などの地域コミュニティや、NPOを含めた多様な市民が手を取り合い、まちづくりを担い合うことで、地域課題に対するきめ細やかなサービスが可能となり、子ども・高齢者・障がい者・外国人などを含めたあらゆる人の豊かな暮らしとつながりを創出し、安心して住み続けることができる地域共生社会を目指します。



5 市の支援体制等 ～「みんなですすめるまちづくり」の実現に向けた市の取組～

「みんなですすめるまちづくり」が目指す姿をふまえた「まちづくりの指針」に則り、まちづくりの担い手に対して、「支える／育む／つなぐ／伝える」視点からさまざまな事業を推進し、市民のみなさんと共に、小郡市を安心して住み続けられるまちにすることを目指していきます。

1. 市民主体のまちづくり

誰かに負担がかたよることなくあらゆる市民が主体的にまちづくりに関わる。

2. 地域の特徴や課題に応じたまちづくり

それぞれの地域で、その地域や人にとって望ましい方法でまちづくりが行われている。

3. 多様な担い手によるまちづくり

まちづくりに関わるそれぞれの担い手の役割や関係性が共有され、多様な担い手のつながりによって様々な課題が解決されている。



【参考】小郡市みんなですすめるまちづくり条例

(市の責務)

第4条 市は、自らもまちづくりの担い手として、市民と共に地域社会に関わり、公平かつ公正な取組を推進します。

2 市は、多様な担い手によるまちづくりを推進するために、それぞれが心地よく活動ができる環境や支援体制をつくります。

3 市は、市民との対話や交流の機会を通して互いの情報や思いを共有し、まちづくりを促進する事業を行います。

(市の取組)

第5条 市は、まちづくりを推進するために、市民、地域コミュニティ及び市民活動団体に対して、次の取組を実施します。

- (1) まちづくりを行う人材の育成
- (2) まちづくりに関する情報の蓄積と発信
- (3) まちづくりに関する学習機会の提供
- (4) まちづくりの担い手の交流の場の提供
- (5) まちづくりの担い手の財政的支援
- (6) まちづくりの担い手の活動の機会と場所の提供

つなぐ

育む

(1) まちづくりを行う人材の育成

まちづくりに関わる人材育成事業を実施します。

課題ごとに実施する事業をはじめ、コミュニティセンターに集う学習講座の参加者などから人材を発掘・育成するとともに、地域への接続に努めます。

(例) 小郡魅力化計画、防災リーダー認定講習会、
コミュニティセンター各種講座

支える

伝える

(2) まちづくりに関する情報の蓄積と発信

「みんなですすめるまちづくり条例」の理念をわかりやすく届けるためのパンフレットなどの媒体を作成します。

また、市役所各部局と社会福祉協議会ボランティア情報センターが連携し、興味のある方に適切に情報を届けられるよう、まちづくりに関わる団体の情報を蓄積します。

また、あらゆる媒体を駆使してまちづくりの現状や担い手の姿を正しく伝える情報発信を行い、市民のまちづくりへの参画の促進を図ります。

(例) 「みんなですすめるまちづくり条例」パンフレットの作成、
関係部局間の情報共有の場の創出
広報紙・SNS等での団体情報の発信

支える

(3) まちづくりに関する学習機会の提供

まちづくりの担い手の今後の活動に参考になるような先進事例を学ぶ講座や、団体の抱えている課題を解決するためのスキルアップの講座を行い、活動の活性化と人材育成を図ります。

(例) まちづくりフォーラム（先進事例の紹介）
スキルアップ講座（運営支援・情報発信の強化）

つなぐ

伝える

(4) まちづくりの担い手の交流の場の提供

それぞれの担い手同士のネットワークを作るための交流イベントを実施し、新たな事業の創出や団体の活性化を図るとともに、団体の活動報告の機会を兼ねるなどして、市民活動全体の周知啓発に努めます。

また、地域が抱える課題の性質により、それに寄与する団体等を接続できるよう関係づくりに努めます。

(例) まちづくり交流事業「まち×ひとカフェ」

支える

育む

(5) まちづくりの担い手の財政的支援

まちづくりのパートナーとなるそれぞれの担い手に対して、運営費または事業費の支援を行うとともに、効果的・効率的な予算の執行ができるよう、お互い良好な関係で状況を共有しながら運営支援や助言を行います。

また、市民主体の地域課題解決を促進するために、それぞれの担い手の活動や状況に応じた補助金等の仕組づくりを行います。

対象	事業名	目的（根拠法令）
自治会（区）	区振興費	区の自治活動の活性化 （区振興費交付規則）
校区まちづくり協議会	協働のまちづくり推進事業支援金	地域住民が地域課題を主体的に解決する校区の協働のまちづくり組織の活動支援 （協働のまちづくり推進事業支援金交付規則）
市民活動団体	市民提案型協働事業補助金	公的サービスの担い手として期待されるNPO・ボランティア団体及び市民活動団体の事業を支援 （市民提案型協働事業補助金交付要綱）

支える

つなぐ

(6) まちづくりの担い手の活動の機会と場所の提供

まちづくりの担い手の活動が活発になるよう機会を創出するとともに、必要に応じて公共施設等の利用の支援を行います。

特に、人材育成講座や学習機会の提供の後に活躍の場を提供したり、関連事業に接続したりするなどして、人材の循環に努めます。

(例) 公共施設の会場使用・活動拠点の提供、人材のマッチング

支える

育む

(7) まちづくりの担い手の伴走支援

それぞれのまちづくりの担い手と、対話を通して課題を共有し、適切な支援を行います。

例えば、自治会（区）の「自主防災活動」や高齢者など支援の必要な方への見守り活動「ふれあいネットワーク」などの活性化に対する地域の実状に合わせた取組や、校区まちづくり協議会のこれまでの検証とこれからの活動の指針づくりのきっかけとなる「地域まちづくり計画」の作成支援など、相手に寄り添った事業を実施します。

(例) 自主防災組織の機能強化支援

ふれあいネットワーク活動の構築支援
地域まちづくり計画作成支援 など

育む

支える

つなぐ

伝える

(8) 小郡市役所全体での目的の共有と連携

これから人口減少社会を迎え、福祉ニーズが複雑化している地域の現状においては、限られた地域人材の中、どのようにして地域課題を解決していくのか選択していかなければなりません。

そして、当たり前になっている事業についても、目的を振り返り、あらゆる事業が地域の自治活動の推進に寄与していることを再認識し、庁内各部局の連携により、効果的・効率的かつ重層的に事業を実施していきます。

●協働のまちづくりの検証をふまえた事業スキームの見直しと共有

協働のまちづくりのスタートとともに、校区まちづくり協議会の部会活動の支援を通して地域課題の解決を目指してきました。

今後は、これまでの取組と地域の現状、解決したい課題に応じて、自治会（区）・校区まちづくり協議会・市民活動団体などのまちづくりの担い手に働きかけを行っていくことが求められています。

特に、自主防災活動・ふれあいネットワーク活動など行政課題の解決に向けては、担当課それぞれが個別に地域に働きかけるのではなく、スキームを庁内で共有し、統一的な取組を行います。

●まちづくりの担い手の育成とネットワークづくり

自治会（区）や校区まちづくり協議会、市民活動団体などの共通課題に人材不足が挙げられます。

特に自治会（区）における区長の後任や民生委員・児童委員、消防団等の担い手不足は深刻な状況です。この現状をふまえ、人材を育成し、より多くの人にまちづくりに関わりをもってもらうこと、多様な担い手が連携・協力し合うことで、それぞれの不足を補えるようなネットワークづくりを行います。

特に校区まちづくり協議会においては、地域のプラットフォームの機能向上が求められており、地域に根差した具体的な課題解決事業の実践を通してその機能を向上させ、まちづくりの担い手を育てていきます。